

市税など

国民の義務としての納税

税金は、国や地方公共団体が、様々な公共サービスの提供に必要な費用をまかなうために国民に負担を求めるものであり、豊かで安心な生活を送るために、みんなで出し合う会費ともいえるものです。

憲法第30条においては、国民に納税の義務が課せられています。

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。地方税は、さらに道府県税と市町村税に分かれます。

高松市の主な税金

▼市民税(県民税)

毎年1月1日に居住している個人に対して、前年中に所得がある人を対象に課税されます。市民税には、その地域の経費を住民が広く均等に負担する均等割と、その人の所得に応じて負担する所得割があります。

▼固定資産税

毎年1月1日に固定資産を所有している人に課税されます。固定資産税は、宅地や農地などの土地、一戸建て住宅やマンション、事務所などの家屋、また、会社や個人が事業を営むための機械・器具・備品・太陽光発電設備などの償却資産に課税されます。

▼軽自動車税(種別割)

毎年4月1日の、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

国民健康保険料

国民健康保険に加入している人が、その負担能力(所得等)に応じて納付します。納めていただく保険料は、病気やケガをしたときの医療費の財源となります。

市税・国民健康保険料の納付について

▼納付場所

高松市役所及び各総合センター、高松市指定金融機関、高松市指定代理金融機関、高松市収納代理金融機関などで納付してください。四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局や全国のコンビニエンスストアでも納付できます。

なお、固定資産税と軽自動車税(種別割)の納付書は、地方税統一 QR コードを印字した納付書に変わり、全国のゆうちょ銀行・郵便局や地方税統一 QR コードに対応した金融機関で納付できます。

▼納付方法

○口座振替(市税・国民健康保険料)

本市指定金融機関などで皆さんのが指定した預貯金口座から高松市の口座へ自動的に振り替えて納付する方法です。金融機関等の窓口で申込みができます。

○スマホ収納(市税・国民健康保険料)

PayB、PayPay、auPAY、d 払い、FamiPay が利用できます。

詳しくは、右記QRコードをご覧ください



○地方税お支払サイト(市税)

市税スマホ収納

国保スマホ収納

クレジットカード払い、インターネットバンキング、各種スマホ決済アプリ等が利用できます。

○Web口座振替受付サービス(市税・国民健康保険料)

スマートフォンやパソコン等からインターネットを利用して、24時間いつでもどこでも市税や国民健康保険料等の口座振替(自動払込)のお申込みができるサービスです。金融機関や市役所の窓口に行かなくても申込みができ、口座振替依頼書の記入や届出印の押印も不要です。

詳しくは、右記QRコードをご覧ください。



Web口座振替
受付サービス

○ペイジー口座振替(国民健康保険料)

高松市役所及び各総合センター窓口で、キャッシュカードと暗証番号のみで口座振替の申込みができます。

▼自主納付

市税・国民健康保険料は、納期限までに納付者が自主的に納めていただくものです。市税・国民健康保険料の滞納は、納付者にとって不利益(延滞金・差押処分等)となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかり、この費用も貴重な税金から支出されることになるため、市にとっても大きな損失になります。市税・国民健康保険料を有効に使うため、納期内納付にご協力ください。

お問い合わせ先

高松市納税課 tel 087-839-2222

高松市市民税課 tel 087-839-2233

高松市資産税課 tel 087-839-2244

高松市国保・高齢者医療課 tel 087-839-2311